

(別 表) 指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	水道法根拠条文	水道法令関係条文		市規程根拠条文	違反内容	処分内容		
指定要件違反	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	施行規則第21条	第8条第1項第2号	1. 事業所ごとに給水装置主任技術者を置かないとき(指導に従わないとき)	指定取り消し		
		第1項第2号	施行規則第20条		2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しないとき(指導に従わないとき)	指定取り消し		
		第1項第3号イ			3. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者の宣告を受けたとき	指定取り消し		
		第1項第3号ロ			4. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき	指定取り消し		
		第1項第3号ハ			5. 指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき	指定取り消し		
		第1項第3号ニ			6. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき			
		① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき			指定取り消し又は指定停止6ヶ月以下			
		② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき			指定停止6ヶ月以下			
		③ 施行上の安全管理を怠り、死傷者を出し、又は被害を与えたとき			指定停止6ヶ月以下			
		④ 管理者の承認を受けずに工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき			指定停止6ヶ月以下			
⑤ その他の不正又は不誠実な行為・違反行為			指定停止6ヶ月以下					
第1項第3号ホ	7. 法人であって、その役員の内に上記3～5のいずれかに該当する者がいることが判明したとき(指導に従わないとき)	指定取り消し						
給水装置工事事業者主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第2項	施行規則第21条 第1・2項	第8条第1項第4号	1. 給水装置主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき(指導に従わないとき)	指定取り消し		
		第1項	第3項		2. 給水装置主任技術者が2以上の事業所に選任され、その業務に支障があるとき	指定停止3ヶ月以下		
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	施行規則第34条	第8条第1項第3号	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき(指導に従わないとき)	指定取り消し		
			第35条		2. 休止届、廃止届、再開届を提出しないとき(指導に従わないとき)	指定取り消し		
					3. 上記1. 2. について虚偽の届出をしたとき	指定取り消し		

違反項目	水道法根拠条文	水道法令関係条文		市規程根拠条文	違反内容	処分内容
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条 第1号	第8条第1項第5号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき	指定制止1ヶ月以下
			第2号		2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させない、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させないとき	指定停止1ヶ月以下
			第3号		3. 管理者の承認を受けた工法、工期、その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき ①管理者が定める給水装置工事施行指針の基準に従わなかったとき ②検査での改善指示に従わなかったとき ③管理者に届けず断水工事を行ったとき	指定停止6ヶ月以下
			第4号		4. 給水装置工事に従事する者に対し、研修機会を確保しなかったとき	指定停止3ヶ月以下
			第5号イ		5. 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき	指定停止6ヶ月以下
			第5号ロ		6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき	指定停止3ヶ月以下
			第6号		7. 指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき、又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき	指定停止3ヶ月以下
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第1項第5号	第25条の9		第8条第1項第6号	1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置主任技術者を検査に立ち会わせないとき	指定停止3ヶ月以下
	第1項第6号	第25条の10		第8条第1項第7号	2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき	指定停止3ヶ月以下
	第1項第7号			第8条第1項第8号	3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき	指定停止6ヶ月以下
不正申請	第25条の11 第1項第8号	第16条の2 第1項 第25条の2	施行規則第18条	第8条第1項第1号	1. 不正の手段により指定工事業者として指定を受けたとき	指定取り消し